

## 介護報酬の算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護給付の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性がありえるものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:令和3年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注			
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+17単位(201単位を限度)	×200/100	特定事業所加算 +20/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修修了者等により行われる場合 ×70/100	指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者基礎研修修了者により行われる場合 ×93/100	指定居宅介護事業所で行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
		(2) 20分以上30分未満 (250単位)											
		(3) 30分以上1時間未満 (396単位)											
		(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに +84単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	夜間又は早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 +10/100	指定居宅介護事業所で行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき +100単位				
	(2) 45分以上 (225単位)												
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 99単位)													
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)													
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)												
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)												
ヘ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)											
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)											
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)												
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)												
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)												

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入)

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイから△まで及び「身体介護」に引き続き生活援助を行った場合(Ⅱ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、着脱又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1回につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1回につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1回につき +4単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合】を適用する場合は、支給限度額基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の自数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)	×90/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
(2) 30分未満 (470単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (821単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)	×90/100	30分未満の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位		
(2) 30分未満 (398単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,958単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100				+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位		-97単位		
ニ 初回加算	(1月につき +300単位)													
ホ 退院時共同指導加算	(1回につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算	(1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)													
チ サービス提供体制強化加算	(1)イ及びロを算定する場合 (Ⅰ)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位) (Ⅱ)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位) (2)ハを算定する場合 (Ⅰ)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位) (Ⅱ)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)													

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問看護については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	ハリハビリテーションマネジメント加算(A) ハリハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	ハリハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位 ロ 1月につき +213単位	ハリハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位 ロ 1月につき +483単位	1回につき +50単位
	介護老人保健施設の場合									
	介護医療院の場合									
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)							
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)							

注：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合 (2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (361単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (325単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (294単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (517単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (378単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (341単位) (四) 情報通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)			
		(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			

注：ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 通所介護費

基本部分	利用者の数が利用定員を超過する場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	3時間以上5時間未満の通所介護を行う場合	5時間以上8時間未満の通所介護を行う場合	8時間以上9時間未満の通所介護を行う場合	厚生労働省の定める介護を行う場合	生活相談員配置等加算	中山間地域等に居住する方の付加加算	重度障害者ケア体制加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	個別機能別に加算(Ⅰ)	個別機能別に加算(Ⅱ)	介護職員等加算(Ⅰ)	介護職員等加算(Ⅱ)	認知症加算	若年性認知症利用者受入加算	経費改善加算	介護報酬(Ⅰ)に算入されるサービスによるサービス加算	介護報酬(Ⅱ)に算入されるサービスによるサービス加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上加算(Ⅱ)	社会福祉支援加算	事業所と同一建物に居住する利用者からの通所介護を行う場合	事業所が指定を行わない場合	
イ 通常型通所介護費			×70/100																								
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	×70/100	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	×95/100	×95/100	180分未満 +10単位	+5/100	180分未満 +45単位	1月につき +200単位	1月につき +100単位	1月につき +20単位	1月につき +20単位	1月につき +3単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1月につき +60単位	1月につき +60単位(1月2回実施)	1月につき +100単位(1月2回実施)	1月につき +3単位(1月2回実施)	1月につき +100単位(1月2回実施)	1月につき +3単位	180分未満 -54単位	180分未満 -47単位		
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)			×70/100																								

二 サービス提供体制強化加算

(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき) 定員数×4.8/1000	注 定員数は、サービス提供体制強化加算の算入対象となる定員数である。
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき) 定員数×4.3/1000	
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき) 定員数×3.3/1000	
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき) (3)×0.95/100	
(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1月につき) (3)×0.85/100	
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき) 定員数×12/1000	注 定員数は、サービス提供体制強化加算の算入対象となる定員数である。
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき) 定員数×10/1000	

※ 介護報酬(Ⅰ)に算入されるサービスによるサービス加算とは、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅴ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)、認知症加算、若年性認知症利用者受入加算、経費改善加算、介護報酬(Ⅰ)に算入されるサービスによるサービス加算、口腔機能向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を指す。介護報酬(Ⅱ)に算入されるサービスによるサービス加算とは、介護報酬(Ⅱ)に算入されるサービスによるサービス加算、口腔機能向上加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を指す。







基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																																																																																																																																																																																					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">病院又は診療所の場合</td> <td>(1) 1時間以上2時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> <td rowspan="7">3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位</td> <td rowspan="7">1日につき+30単位</td> <td rowspan="7">7時間以上8時間未満の場合 +28単位</td> <td rowspan="7">+50単位</td> <td rowspan="7">+100単位</td> <td rowspan="7">+150単位</td> <td rowspan="7">+200単位</td> <td rowspan="7">+250単位</td> <td rowspan="7">+300単位</td> <td rowspan="7">+400単位</td> <td rowspan="7">+500単位</td> <td rowspan="7">+600単位</td> <td rowspan="7">+700単位</td> <td rowspan="7">+800単位</td> <td rowspan="7">+900単位</td> <td rowspan="7">+1,000単位</td> <td rowspan="7">+1,100単位</td> <td rowspan="7">+1,200単位</td> <td rowspan="7">+1,300単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 2時間以上3時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(3) 3時間以上4時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(4) 4時間以上5時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(5) 5時間以上6時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(6) 6時間以上7時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(7) 7時間以上8時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">介護老人保健施設の場合</td> <td>(1) 1時間以上2時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> <td rowspan="7">3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位</td> <td rowspan="7">1日につき+30単位</td> <td rowspan="7">7時間以上の場合</td> <td rowspan="7">+50単位</td> <td rowspan="7">+100単位</td> <td rowspan="7">+150単位</td> <td rowspan="7">+200単位</td> <td rowspan="7">+250単位</td> <td rowspan="7">+300単位</td> <td rowspan="7">+400単位</td> <td rowspan="7">+500単位</td> <td rowspan="7">+600単位</td> <td rowspan="7">+700単位</td> <td rowspan="7">+800単位</td> <td rowspan="7">+900単位</td> <td rowspan="7">+1,000単位</td> <td rowspan="7">+1,100単位</td> <td rowspan="7">+1,200単位</td> <td rowspan="7">+1,300単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 2時間以上3時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(3) 3時間以上4時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(4) 4時間以上5時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(5) 5時間以上6時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(6) 6時間以上7時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(7) 7時間以上8時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">介護医療院の場合</td> <td>(1) 1時間以上2時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> <td rowspan="7">3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位</td> <td rowspan="7">1日につき+30単位</td> <td rowspan="7">7時間以上の場合</td> <td rowspan="7">+50単位</td> <td rowspan="7">+100単位</td> <td rowspan="7">+150単位</td> <td rowspan="7">+200単位</td> <td rowspan="7">+250単位</td> <td rowspan="7">+300単位</td> <td rowspan="7">+400単位</td> <td rowspan="7">+500単位</td> <td rowspan="7">+600単位</td> <td rowspan="7">+700単位</td> <td rowspan="7">+800単位</td> <td rowspan="7">+900単位</td> <td rowspan="7">+1,000単位</td> <td rowspan="7">+1,100単位</td> <td rowspan="7">+1,200単位</td> <td rowspan="7">+1,300単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 2時間以上3時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(3) 3時間以上4時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(4) 4時間以上5時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(5) 5時間以上6時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(6) 6時間以上7時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> <tr> <td>(7) 7時間以上8時間未満</td> <td>要介護1 (1,384単位)</td> <td>要介護2 (1,360単位)</td> <td>要介護3 (411単位)</td> <td>要介護4 (44単位)</td> <td>要介護5 (459単位)</td> </tr> </table>	病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上8時間未満の場合 +28単位	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上の場合	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上の場合	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位	(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	*70/100	*70/100	+3,000	+5/100	1日につき+110単位	1日につき+240単位 (2夜2日を考慮)	1月につき+1,320単位	1日につき+60単位	1日につき+90単位 (2夜2日を考慮)	1日につき+30単位 (6月1日を考慮)	1日につき+150単位 (2夜2日を考慮)	1日につき+100単位	1日につき+20単位	1日につき+100単位	1日につき+20単位	1日につき+100単位	1日につき+94単位	1日につき+47単位
		病院又は診療所の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上8時間未満の場合 +28単位	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位																																																																																																																																																														
			(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																	
			(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																	
			(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																	
			(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																	
			(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)																				要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																	
	(7) 7時間以上8時間未満		要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
	介護老人保健施設の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上の場合	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位																																																																																																																																																																																		
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(7) 7時間以上8時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
	介護医療院の場合	(1) 1時間以上2時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)	3時間以上4時間未満の場合 +12単位 4時間以上5時間未満の場合 +16単位 5時間以上6時間未満の場合 +20単位 6時間以上7時間未満の場合 +24単位	1日につき+30単位	7時間以上の場合	+50単位	+100単位	+150単位	+200単位	+250単位	+300単位	+400単位	+500単位	+600単位	+700単位	+800単位	+900単位	+1,000単位	+1,100単位	+1,200単位	+1,300単位																																																																																																																																																																																		
		(2) 2時間以上3時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(3) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(4) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(5) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
		(6) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																					
(7) 7時間以上8時間未満		要介護1 (1,384単位)	要介護2 (1,360単位)	要介護3 (411単位)	要介護4 (44単位)	要介護5 (459単位)																																																																																																																																																																																																						

二 経費支算加算 (1日につき12単位を加算)

- サービス提供体制強化加算  
 (1) サービス提供体制強化加算(一) (1日につき、72単位を加算)  
 (2) サービス提供体制強化加算(二) (1日につき、60単位を加算)  
 (3) サービス提供体制強化加算(三) (1日につき、6単位を加算)

- 介護職員処遇改善加算  
 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×47/1000)  
 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×34/1000)  
 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき、+所定単位×19/1000)  
 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき、+(3)の90/100)  
 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき、+(2)の80/100)

- 介護職員等特定処遇改善加算  
 (1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき、+所定単位×20/1000)  
 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき、+所定単位×17/1000)

注	所定単位は、これから未定より算出した単位数の合計
注	所定単位は、これから未定より算出した単位数の合計

注：『給付決定と従事者の生年層による利用者数等の減少が、定率に達していない場合』、『事業所と同一建物に居住する児童は同一建物から別居する児童との併記』、『中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算』、『サービス提供体制強化加算』、『介護職員処遇改善加算』及び『介護職員等特定処遇改善加算』は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 注：日次で算定する場合は、支給限度管理の対象外の算定項目  
 注：生活行為向上(II)の算定は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の算定時、かつ併記の場合に限り、令和3年3月31日までの算定対象外とする。併記の算定対象外とする。併記の算定対象外とする。併記の算定対象外とする。  
 注：介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については令和3年3月31日までの算定対象外とする。  
 注：令和3年3月31日までの期間、適用の枠組(給付)の異なる場合については、所定単位の単位ごとに併記する算定対象外とする。

8 短期入所生活介護費

基本部分		施設名が変更された場合	利用者の数及び介護者の数を超過する場合は、又は	介護・看護員等の数が標準に満たない場合	利用者のユニットごとのリーダーシステム導入している場合	発生型感染予防対策等を行なった場合	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算	生活型訓練施設等加算		
短期入所生活介護費	(1) 単独型短期入所生活介護費 (2) 併設型短期入所生活介護費	(一) 単独型短期入所生活介護費 (従来型加算)	1日につき 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位																		
		(二) 併設型短期入所生活介護費 (従来型加算)	1日につき 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位																		
ユニオン型短期入所生活介護費	(1) 単独型ユニオン型短期入所生活介護費 (2) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニオン型短期入所生活介護費 (従来型加算)	1日につき 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位																		
		(二) 併設型ユニオン型短期入所生活介護費 (従来型加算)	1日につき 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位 231.00 単位																		
			×97/100	×70/100	×70/100																

A 療養費加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))																					
B 在宅介護受入加算	(1) 看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 421単位を加算)																				
	(2) 看護体制加算(Ⅲ)又は(Ⅳ)を算定している場合 (1日につき 417単位を加算)																				
	(3) (1)(2)いずれの看護体制加算も算定している場合 (1日につき 418単位を加算)																				
	(4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 425単位を加算)																				
C 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																				
D サービス大規模体制強化加算	(1) サービス大規模体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)																				
	(2) サービス大規模体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 19単位を加算)																				
E 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 予定単位数×82/1000)																				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 予定単位数×60/1000)																				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 予定単位数×38/1000)																				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 予定単位数×31090/100)																				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 予定単位数×30980/100)																				
F 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 予定単位数×27/1000)																				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 予定単位数×23/1000)																				

注：「サービス大規模体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給決定年度の10月1日現在の状況に基づき算定する。また、介護職員等特定処遇改善加算は、支給決定年度の10月1日現在の状況に基づき算定する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
<p>(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費</p> <p>a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅰ) &lt;従来型個室&gt;【基本型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅱ) &lt;従来型個室&gt;【在宅強化型】            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅲ) &lt;多床室&gt;【基本型】            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅳ) &lt;多床室&gt;【在宅強化型】            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅴ) &lt;看護型老健&gt; 看護職員を配置            a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅴ) &lt;従来型個室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅴ) &lt;多床室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅵ) &lt;看護型老健&gt; 看護オンコール体制            a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅵ) &lt;従来型個室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅵ) &lt;多床室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;特別介護老人保健施設短期入所療養介護費&gt;            a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;多床室&gt;            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(五) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;特別介護老人保健施設短期入所療養介護費&gt;            a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;【基本型】            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;【在宅強化型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>c 併設のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室の多床室&gt;【基本型】            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>d 併設のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室の多床室&gt;【在宅強化型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(六) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;看護型老健&gt; 看護職員を配置            a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 併設のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室の多床室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(七) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;看護型老健&gt; 看護オンコール体制            a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 併設のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室の多床室&gt;【看護型】            第1介護 1 2550 (単位)            第2介護 2 2250 (単位)            第3介護 3 851 (単位)            第4介護 4 614 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(八) ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;特別介護老人保健施設短期入所療養介護費&gt;            a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室&gt;            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>b 併設のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ⅶ) &lt;ユニタ型個室の多床室&gt;            第1介護 1 851 (単位)            第2介護 2 851 (単位)            第3介護 3 930 (単位)            第4介護 4 2550 (単位)            第5介護 5 2550 (単位)</p> <p>(九) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費            (一) 3時間以上4時間未満 ( 1 850 (単位) )            (二) 4時間以上6時間未満 ( 1 850 (単位) )            (三) 6時間以上8時間未満 ( 1 2550 (単位) )</p>	<p>注 特別療養費</p> <p>(一) 療養体制維持特別加算(ⅰ) (1日につき 27単位を加算)</p> <p>(二) 療養体制維持特別加算(ⅱ) (1日につき 57単位を加算)</p> <p>④ 総合査定加算 (利用中に7日未満を乗算し、1日につき275単位を加算)</p> <p>⑤ 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))</p> <p>⑥ 認知症専門ケア加算            (一) 認知症専門ケア加算(ⅰ) (1日につき 3単位を加算)            (二) 認知症専門ケア加算(ⅱ) (1日につき 4単位を加算)</p> <p>⑦ 緊急時対応療養費            (一) 緊急時対応療養費(看護士を1名以上) (1月18日を超えて1日につき819単位を乗算)            療養士を2名以上 (1月18日を超えて1日につき918単位を乗算)            (二) 特定治療 (1月18日を超えて1日につき819単位を乗算)</p> <p>⑧ サービス提供体制強化加算            (一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき 22単位を加算)            (二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき 18単位を加算)            (三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき 6単位を加算)</p> <p>⑨ 介護職員処遇改善加算            (一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)            (二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)            (三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)            (四) 介護職員処遇改善加算(ⅳ) (1月につき +(三)の90/1000)            (五) 介護職員処遇改善加算(ⅳ) (1月につき +(三)の80/1000)</p> <p>⑩ 介護職員等特定処遇改善加算            (一) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅰ) (1月につき +所定単位×2/1000)            (二) 介護職員等特定処遇改善加算(ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)</p>	<p>注 実働を行う職員等の勤務時間外手当を支払う場合</p> <p>注 利用者の数及び入居者の数に上限がある場合</p> <p>注 医師、看護師、介護職員、介護士、調理師、作業療法士、作業療法士、作業療法士のうち1名以上の職員が常勤に配置されている場合</p> <p>注 実際のユニットリーダーをユニットリーダーに就任していないユニットが常勤に配置されている場合</p> <p>注 後援職員配置加算</p> <p>注 併設のレクリエーション実施加算</p> <p>注 認知症ケア加算</p> <p>注 認知症行動心理状態判定加算</p> <p>注 緊急時対応療養費加算</p> <p>注 若年認知症利用療養費加算</p> <p>注 質療管理加算</p> <p>注 在宅療養・在宅療養支援療養加算(ⅰ)</p> <p>注 在宅療養・在宅療養支援療養加算(ⅱ)</p> <p>注 利用者に就いて支援を行う場合</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型個室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>	<p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p> <p>注 併設のユニタ型介護老人保健施設</p> <p>注 ユニタ型多床室</p>		



ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	浴室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片週につき +184単位
		要介護2 ( 740 単位)							
		要介護3 ( 789 単位)							
		要介護4 ( 839 単位)							
		要介護5 ( 889 単位)							
		要介護1 ( 717 単位)							
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 ( 770 単位)							
	要介護3 ( 822 単位)								
	要介護4 ( 874 単位)								
	要介護5 ( 926 単位)								
	要介護1 ( 708 単位)								
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 ( 759 単位)							
	要介護3 ( 810 単位)								
	要介護4 ( 861 単位)								
要介護5 ( 913 単位)									
d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護2 ( 846 単位)								
要介護3 ( 897 単位)									
要介護4 ( 945 単位)									
要介護5 ( 995 単位)									
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 ( 829 単位)								
要介護2 ( 887 単位)									
要介護3 ( 934 単位)									
要介護4 ( 985 単位)									
要介護5 ( 1,037 単位)									
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 ( 818 単位)								
要介護2 ( 870 単位)									
要介護3 ( 921 単位)									
要介護4 ( 971 単位)									
要介護5 ( 1,023 単位)									
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 ( 611 単位)							
	要介護2 ( 656 単位)								
	要介護3 ( 700 単位)								
	要介護4 ( 746 単位)								
	要介護5 ( 790 単位)								
	要介護1 ( 719 単位)								
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 ( 763 単位)								
要介護3 ( 808 単位)									
要介護4 ( 853 単位)									
要介護5 ( 898 単位)									
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 818 単位)	×97/100						
		要介護2 ( 869 単位)							
		要介護3 ( 918 単位)							
		要介護4 ( 967 単位)							
		要介護5 ( 1,017 単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 846 単位)							
		要介護2 ( 899 単位)							
		要介護3 ( 950 単位)							
		要介護4 ( 1,001 単位)							
		要介護5 ( 1,054 単位)							
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 835 単位)							
		要介護2 ( 888 単位)							
		要介護3 ( 939 単位)							
		要介護4 ( 989 単位)							
		要介護5 ( 1,040 単位)							
	(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 818 単位)							
		要介護2 ( 869 単位)							
		要介護3 ( 918 単位)							
		要介護4 ( 967 単位)							
		要介護5 ( 1,017 単位)							
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 846 単位)							
		要介護2 ( 899 単位)							
		要介護3 ( 950 単位)							
		要介護4 ( 1,001 単位)							
要介護5 ( 1,054 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 ( 835 単位)								
	要介護2 ( 888 単位)								
	要介護3 ( 939 単位)								
	要介護4 ( 989 単位)								
	要介護5 ( 1,040 単位)								
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満 ( 926 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満 ( 1,289 単位)								
(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))								
(5) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費									
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I) 看護<3>:1</td> 介護<6>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,042 単位) 要介護2 (1,042 単位) 要介護3 (1,042 単位) 要介護4 (1,042 単位) 要介護5 (1,042 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100		片道につき +184単位	
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,116 単位) 要介護2 (1,210 単位) 要介護3 (1,304 単位) 要介護4 (1,398 単位) 要介護5 (1,492 単位)							
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II) 看護<4>:1</td> 介護<4>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,052 単位) 要介護2 (1,052 単位) 要介護3 (1,052 単位) 要介護4 (1,052 単位) 要介護5 (1,052 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,094 単位) 要介護2 (1,188 単位) 要介護3 (1,282 単位) 要介護4 (1,376 単位) 要介護5 (1,470 単位)							
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III) 看護<4>:1</td> 介護<5>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (952 単位) 要介護2 (1,046 単位) 要介護3 (1,140 単位) 要介護4 (1,234 単位) 要介護5 (1,328 単位)							
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>		要介護1 (1,036 単位) 要介護2 (1,130 単位) 要介護3 (1,224 単位) 要介護4 (1,318 単位) 要介護5 (1,412 単位)								
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV) 看護<4>:1</td> 介護<6>:1</td>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (842 単位) 要介護2 (842 単位) 要介護3 (842 単位) 要介護4 (842 単位) 要介護5 (842 単位)	×70/100	-12単位					
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (1,044 単位) 要介護2 (1,138 単位) 要介護3 (1,232 単位) 要介護4 (1,326 単位) 要介護5 (1,420 単位)							
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (894 単位) 要介護2 (894 単位) 要介護3 (894 単位) 要介護4 (894 単位) 要介護5 (894 単位)							
			b 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (936 単位) 要介護2 (1,030 単位) 要介護3 (1,124 単位) 要介護4 (1,218 単位) 要介護5 (1,312 単位)							
		(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (794 単位) 要介護2 (794 単位) 要介護3 (794 単位) 要介護4 (794 単位) 要介護5 (794 単位)							×70/100
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (836 単位) 要介護2 (930 単位) 要介護3 (1,024 単位) 要介護4 (1,118 単位) 要介護5 (1,212 単位)									
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,304 単位) 要介護4 (1,362 単位) 要介護5 (1,420 単位)	×70/100	×90/100				×90/100
				b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位) 要介護2 (1,246 単位) 要介護3 (1,304 単位) 要介護4 (1,362 単位) 要介護5 (1,420 単位)						
			(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,169 単位) 要介護4 (1,194 単位) 要介護5 (1,219 単位)						
b 経過のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費<ユニット型個室の多床室>				要介護1 (1,119 単位) 要介護2 (1,144 単位) 要介護3 (1,169 単位) 要介護4 (1,194 単位) 要介護5 (1,219 単位)							
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費				(一) 3時間以上4時間未満 (674 単位) (二) 4時間以上6時間未満 (821 単位) (三) 6時間以上8時間未満 (1,268 単位)							
(5) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)										
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)										
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)										

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで重要可算

注：令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

基本部分		特別付加	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算
11) 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(三) 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
12) 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(三) 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
13) 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1)	特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(2)	特別付加療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(三) 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(3)	特別付加療養病棟短期入所療養介護費(3)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
14) エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(三) エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	エコー型 1 型介護療養病棟短期入所療養介護費(3)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
15) エコー型 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	エコー型 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) エコー型 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	エコー型 2 型介護療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
16) エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1日につき)	(一) エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1)	エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(1)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(二) エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(2)	エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(2)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	(三) エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(3)	エコー型 特別付加療養病棟短期入所療養介護費(3)	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
17) 特別付加療養病棟短期入所療養介護費		特別付加療養病棟短期入所療養介護費	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
18) 療養料加算		療養料加算(1日につき 8 単位を加算(1日につき3 単位を算入))											
19) 緊急時対応療養		緊急時対応療養管理(1日に1 単位を算入) 2 特定治療											
110) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算(1) (1日につき 3 単位を算入) (二) 認知症専門ケア加算(2) (1日につき 3 単位を算入)											
111) 重症認知症療養体制加算		(一) 重症認知症療養体制加算(1) 要介護1・2 (1日につき4 単位を算入) (二) 重症認知症療養体制加算(2) 要介護3・4 (1日につき3 単位を算入) (三) 重症認知症療養体制加算(3) 要介護5 (1日につき2 単位を算入)											
112) 特別付加療養(2)		特別付加療養(2)											
113) サービス提供体制強化加算		(一) サービス提供体制強化加算(1) (1日につき 18 単位を算入) (二) サービス提供体制強化加算(2) (1日につき 6 単位を算入)											
114) 介護職員処遇改善加算		(一) 介護職員処遇改善加算(1) (1月につき 6 単位を算入) (二) 介護職員処遇改善加算(2) (1月につき 6 単位を算入) (三) 介護職員処遇改善加算(3) (1月につき 6 単位を算入) (四) 介護職員処遇改善加算(4) (1月につき 6 単位を算入) (五) 介護職員処遇改善加算(5) (1月につき 6 単位を算入) (六) 介護職員処遇改善加算(6) (1月につき 6 単位を算入)											
115) 介護職員等特定処遇改善加算		(一) 介護職員等特定処遇改善加算(1) (1月につき 6 単位を算入) (二) 介護職員等特定処遇改善加算(2) (1月につき 6 単位を算入)											

※ 介護職員処遇改善加算(1)～(6)は、夜間勤務等加算(1)～(6)に併せて算入する。 ※ (3)及び(6)を適用する場合は、(2)を適用しない。 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を併せて算入する。 ※ 介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)は、介護職員等特定処遇改善加算(1)及び(2)を併せて算入する。





II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 539単位 )					
			要介護3・4・5 ( 698単位 )					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 323単位 )					
			要介護3・4・5 ( 418単位 )					
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 ( 1,076単位 )		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 ( 1,398単位 )					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 ( 522単位 )					
			要介護3・4・5 ( 677単位 )					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 ( 313単位 )					
			要介護3・4・5 ( 406単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I)	(1月につき +505単位)						
	(2) 特定事業所加算(II)	(1月につき +407単位)						
	(3) 特定事業所加算(III)	(1月につき +309単位)						
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +100単位)						
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I)	(1月につき +200単位)						
	(2) 入院時情報連携加算(II)	(1月につき +100単位)						
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ	(+450単位)						
	(2) 退院・退所加算(I)ロ	(+600単位)						
	(3) 退院・退所加算(II)イ	(+600単位)						
	(4) 退院・退所加算(II)ロ	(+750単位)						
	(5) 退院・退所加算(III)	(+900単位)						
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)						

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。  
 ※居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
		活動を行う職員の確保が困難な場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の人数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアにおける体制が劣悪である場合	身体拘束禁止の実施状況	介護職員配置状況	短期集中ケアの導入状況	認知症短期集中ケアの導入状況	認知症ケア加算	若年性認知症入所者加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)														
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき 216 単位	1日につき 216 単位	1日につき +240 単位	1日につき +240 単位 (認知症 加算)	1日につき +76 単位	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位	1日につき +46 単位													
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜在宅強化型＞	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜専業型名簿 看護職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
	(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜専業型名簿 看護コントロール体制＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜特別介護保健施設 サービス費＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
	ロ ユニタ型 介護保健施設 サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型 介護保健施設 サービス費(Ⅰ)	(一) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき 216 単位	1日につき 216 単位	1日につき +240 単位	1日につき +240 単位 (認知症 加算)	1日につき +34 単位	1日につき +46 単位	1日につき +46 単位	
			(二) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室＞【在宅強化型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位											
			(三) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜ユニタ型個室的多床室＞【基本型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位											
			(四) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニタ型個室的多床室＞【在宅強化型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位											
		(2) ユニタ型 介護保健施設 サービス費(Ⅱ) ＜専業型名簿 看護職員を配置＞	(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【専業型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位											
			(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞【専業型】													部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位											
(3) ユニタ型 介護保健施設 サービス費(Ⅲ) ＜専業型名簿 看護コントロール体制＞		(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞【専業型】	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
(4) ユニタ型 介護保健施設 サービス費(Ⅳ) ＜ユニタ型特別介護 保健施設サービス費＞		(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								
		(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞	部分介護(Ⅰ) 216 単位 部分介護(Ⅱ) 216 単位 部分介護(Ⅲ) 216 単位 部分介護(Ⅳ) 216 単位																								

注 外泊費用		入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 外泊特費用(在宅サービスを利用する場合)		入所者に対して居室における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定	
注 ケーシカルケア加算	(1) 死亡前日以前1日以上14日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 80単位を算定) 療養型老健の場合 (1日につき 80単位を算定)	
	(2) 死亡前日以前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき 160単位を算定) 療養型老健の場合 (1日につき 160単位を算定)	
	(3) 死亡前日以前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき 820単位を算定) 療養型老健の場合 (1日につき 850単位を算定)	
	(4) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき 1,650単位を算定) 療養型老健の場合 (1日につき 1,700単位を算定)	
注 特別療養費			
注 療養体制維持特別加算	イ 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を算定) ロ 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を算定)		
ハ 初期加算	(1日につき 30単位を算定)		
注 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	注 再入所時栄養連携加算(※2)は算定しない。	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(※2)	在宅化型の場合 (1回につき 450単位を算定) 在宅化型以外の場合 (1回につき 450単位を算定)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定	
ホ 入所前後訪問指導加算(Ⅱ)(※2)	在宅化型の場合 (1回につき 480単位を算定) 在宅化型以外の場合 (1回につき 480単位を算定)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を含めた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も継続的支援計画を作成した場合に算定	
ヘ 退所時等支援加算(※2)	(1) 退所時等支援加算	① 退所時指導加算 (400単位) ② 退所時情報提供加算 (500単位) ③ 入退所前準備加算(Ⅰ) (400単位) ④ 入退所前準備加算(Ⅱ) (400単位)	注 入所期間が1月を超える入所者が退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の生活圏に対して診療情報を提供した場合 注 退所前準備加算(Ⅰ)は算定しない。 注 退所前準備加算(Ⅱ)は算定しない。
		(2) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
注 退所フォローアップ加算	(1回につき 100単位を算定)	注 退所フォローアップ加算は算定しない。	
注 経口移行加算(※2)	(1日につき 28単位を算定)	注 経口移行加算(※2)は算定しない。	
注 経口維持加算(※2)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を算定)	注 経口維持加算(※2)は算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)は算定しない。 注 経口維持加算(Ⅱ)は算定しない。	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を算定)		
注 口腔衛生管理加算(※2)	① 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1日につき 300単位を算定) ② 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1日につき 170単位を算定)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
注 療養加算	(1回につき 8単位を算定(1日に3回を限度))		
注 在宅復帰支援機能加算	(療養型を2回に限り1日につき 10単位を算定)		
注 カンファレンス連携業務調整加算(※2)	(1) カンファレンス連携業務調整加算(Ⅰ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を算定)	注 カンファレンス連携業務調整加算(※2)は算定しない。	
	(2) カンファレンス連携業務調整加算(Ⅱ) (入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
	(3) カンファレンス連携業務調整加算(Ⅲ) (入所者1人につき1回を限度として100単位を算定)		
注 緊急時施設管理費	(1) 緊急時施設管理 (療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)) (2) 特定治療		
注 所定疾患施設管理費(※2)	(1) 所定疾患施設管理費(Ⅰ) (1月に1回7日を限度に、1日につき239単位を算定)		
	(2) 所定疾患施設管理費(Ⅱ) (1月に1回10日を限度に、1日につき480単位を算定)		
注 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を算定) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を算定)		
注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を算定) 療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき200単位を算定)		
注 認知症情報提供加算	(1回当たり 350単位を算定)		
注 地域連携診療計画情報提供加算(※2)	在宅化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定) 在宅化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)		
注 認知症ケアチームマネジメント支援機能加算(※2)	(1月につき 330単位を算定)		
注 博識マネジメント加算(※2)	(1) 博識マネジメント加算(Ⅰ) (1月につき 3単位を算定)		
	(2) 博識マネジメント加算(Ⅱ) (1月につき 3単位を算定)		
	(3) 博識マネジメント加算(Ⅲ) (1月につき 3単位を算定)		
注 研修加算(※2)	(1) 研修加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を算定)		
	(2) 研修加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を算定)		
	(3) 研修加算(Ⅲ) (1月につき 10単位を算定)		
	(4) 研修加算(Ⅳ) (1月につき 100単位を算定)		
注 認知症支援加算(※2)	(1月につき 300単位を算定)		
注 科学的介護推進体制加算(※2)	(1) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき 40単位を算定)		
	(2) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 40単位を算定)		
注 安全対策体制加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を算定)		
注 サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を算定)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を算定)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を算定)		
注 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×98/1000)	注 所定単位数は、イからエまでに算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×29/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×16/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		
注 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×21/1000)	注 所定単位数は、イからエまでに算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×17/1000)		

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。  
※ (4)及び(4)を適用する場合には、(※2)を適用しない。  
※ 安全管理体制加算(※2)については令和3年10月1日から、安全管理の水準を定めない場合の減算については令和3年4月1日から適用する。  
※ 博識マネジメント加算(Ⅰ)、研修加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和3年3月21日まで算定可能。  
※ 令和3年3月31日までの間は、介護職員処遇改善加算のイ及びロについて、所定単位数の半分の率に算定する単位数を算定する。



注 外泊時費用		入院患者に対して夜間における外泊を認められた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 抜行の遠隔サービス費		入院患者に対して夜間における抜行の遠隔を認められた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（22及び44の基本単位数に限る。）	
注 他科実時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1日につき +30単位)		
(6) 遠隔診療指導等加算 (※3)	(一) 遠隔診療指導等加算	a 遠隔診療指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)	注
		b 遠隔後援指導加算 (入院後1回を限度に、460単位を算定)	入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合
		c 遠隔時指導加算 (400単位)	注
		d 遠隔時情報提供加算 (600単位)	遠隔後の全治癒に対して診療情報を提供した場合
		e 遠隔的連携加算 (600単位)	注 固定診療支援事業者と遠隔前からの連携し、情報提供とサービス課題を行った場合
(二) 訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
(11) 在宅療養ケア改善加算 (※3)	(1月につき 300単位を加算)	注 在宅療養支援事業に参画している場合及び在宅訪問加算・在宅訪問加算を算定している場合は、算定しない。	
(12) 経口移行加算 (※3)	(1日につき 28単位を加算)	注 在宅療養支援事業に参画している場合は、算定しない。	
(13) 経口維持加算 (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算)	注 在宅療養支援事業に参画している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
(110) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入浴者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入浴者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
(111) 療養実加算	(1日につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(112) 在宅療養支援機能加算 (※3)	(1日につき 10単位を加算)		
(113) 特定療養費 (※3)			
(114) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(115) 認知症行動・心理認知緊急対応加算	(1月につき 7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(116) 膝やつま指加算 (※3)	(1月につき 100単位を加算)		
(117) 在宅介護支援機能加算(※3)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(118) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)		
(119) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)×90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)×90/100)		
(120) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。  
※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務指導加算を適用しない。  
※ 一定の要件を満たし入院患者の数が規定に達しない場合は、(※3)を適用しない。  
※ 在宅療養支援事業に参画している令和5年10月1日から、在宅療養支援事業に参画していない場合の算定については令和5年4月1日から適用する。  
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和5年4月1日から算定する。  
※ 令和5年度は(Ⅰ)から(Ⅴ)までの介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅴ)までについて、所定単位数がその年一に相当する単位数を算定する。

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が残席に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止未実施計算	前下欄が設備基準を満たさない場合	石川・福井・富山・高知・香取	社会福祉施設・児童福祉施設	介護療養施設を有しない場合	若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(A) <従来型個室>	要介護1 ( 516 単位)	×95/100		258 単位	診療所療養病床設備基準減算 -50単位	×90/100	-5単位	-14単位	+120単位
			要介護2 ( 528 単位)			264 単位					
		要介護3 ( 554 単位)	277 単位								
		要介護4 ( 567 単位)	283 単位								
		要介護5 ( 582 単位)	291 単位								
		要介護1 ( 591 単位)	295 単位								
	b 診療所型介護療養施設サービス費(B) <看護機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 ( 593 単位)	296 単位								
		要介護3 ( 622 単位)	311 単位								
	c 診療所型介護療養施設サービス費(B) <看護機能強化型B> <従来型個室>	要介護4 ( 648 単位)	324 単位								
		要介護5 ( 659 単位)	329 単位								
	d 診療所型介護療養施設サービス費(I) <多床室>	要介護1 ( 670 単位)	335 単位								
		要介護2 ( 674 単位)	337 単位								
	e 診療所型介護療養施設サービス費(V) <看護機能強化型A> <多床室>	要介護3 ( 695 単位)	347 単位								
		要介護4 ( 694 単位)	347 単位								
	f 診療所型介護療養施設サービス費(V) <看護機能強化型B> <多床室>	要介護5 ( 684 単位)	342 単位								
		要介護1 ( 692 単位)	346 単位								
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(II) 看護・介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(I) <従来型個室>	要介護2 ( 714 単位)	×95/100		357 単位					
			要介護3 ( 685 単位)			342 単位					
要介護4 ( 628 単位)		314 単位									
要介護5 ( 665 単位)		332 単位									
要介護1 ( 692 単位)		346 単位									
要介護2 ( 744 単位)		372 単位									
b 診療所型介護療養施設サービス費(II) <多床室>	要介護3 ( 681 単位)	340 単位									
	要介護4 ( 624 単位)	312 単位									
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(I) <ユニット型個室>	要介護1 ( 582 単位)	×97/100		291 単位						
		要介護2 ( 594 単位)			297 単位						
		要介護3 ( 620 単位)			310 単位						
		要介護4 ( 621 単位)			310 単位						
		要介護5 ( 636 単位)			318 単位						
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <看護機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 ( 593 単位)	296 単位								
		要介護2 ( 614 単位)	307 単位								
		要介護3 ( 640 単位)	320 単位								
		要介護4 ( 641 単位)	320 単位								
		要介護5 ( 656 単位)	328 単位								
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <看護機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 ( 605 単位)	302 単位								
		要介護2 ( 626 単位)	313 単位								
		要介護3 ( 652 単位)	326 単位								
		要介護4 ( 653 単位)	326 単位								
		要介護5 ( 668 単位)	334 単位								
	(四) 施設型ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 689 単位)	344 単位								
		要介護2 ( 704 単位)	352 単位								
		要介護3 ( 718 単位)	359 単位								
要介護4 ( 621 単位)		310 単位									
要介護5 ( 662 単位)		331 単位									
(五) 施設型ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <看護機能強化型A> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 694 単位)	347 単位									
	要介護2 ( 716 単位)	358 単位									
	要介護3 ( 691 単位)	345 単位									
	要介護4 ( 652 単位)	326 単位									
	要介護5 ( 693 単位)	346 単位									
(六) 施設型ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(II) <看護機能強化型B> <ユニット型個室的多床室>	要介護1 ( 705 単位)	352 単位									
	要介護2 ( 726 単位)	363 単位									
	要介護3 ( 707 単位)	353 単位									
	要介護4 ( 641 単位)	320 単位									
	要介護5 ( 682 単位)	341 単位									



注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定)</li> <li>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</li> <li>c 退院時指導加算 (400単位)</li> <li>d 退院時情報提供加算 (500単位)</li> <li>e 退院前連携加算 (500単位)</li> </ul>	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
	(5) 居宅療養の改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
	(6) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)
(二) 経口維持加算(Ⅱ)		(1日につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費(※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理症状緊急対応加算	(入居後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全管理体制強化加算(Ⅰ)については令和3年10月1日から、安全管理の基準を満たさない場合の加算については令和4年4月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注							
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤の医師に定かたがら専任職員が1名以上不足する場合	認知症専門医の員数が60/100を超過する場合は、定めた数未満の場合	認知症専門医の員数が60/100を超過する場合は、定めた数未満の場合	一定の条件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止の実施率	認知症専門医の員数が60/100を超過する場合は、定めた数未満の場合	安全対策体制強化加算	看護職員等特定処遇改善加算	看護職員等特定処遇改善加算	
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	看護<3:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	×90/100	×90/100	×95/100	×97/100	×90/100	-5単位	-14単位	
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	看護<4:1>介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(II)
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)								
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)								
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(III)								
		(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)
			認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)								認知症疾患型介護療養施設サービス費(IV)
(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	経過措置型	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)	
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	経過措置型	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)	
	(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	経過措置型	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)	
(3) ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	経過措置型	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	×97/100	
		ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(I)								
	一般病院	(二) ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	経過措置型	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	ユニタ型認知症型介護療養施設サービス費(II)	
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定															
注 他科診察費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定															
(4) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)															
(5) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時指導等加算	退院時指導加算	退院時指導加算(400単位)													注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		退院時情報提供加算	退院時情報提供加算(500単位)													注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
	(二) 訪問看護指示加算	訪問看護指示加算	訪問看護指示加算(500単位)													注 在宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(6) 居宅ケア改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)															
(7) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)															
(8) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(I)	経口維持加算(I)	経口維持加算(I) (1日につき 400単位を加算)													注 経口維持加算(1)を算定していない場合は、算定しない。
		経口維持加算(II)	経口維持加算(II) (1日につき 100単位を加算)													注 経口維持加算(II)を算定していない場合は、算定しない。
(9) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)															
(10) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))															
(11) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)															
(12) 特定診療費(※1)																
(13) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)															
(14) 安全対策体制強化加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を加算)															
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)	サービス提供体制強化加算(I)	サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)													
		サービス提供体制強化加算(II)	サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)													
		サービス提供体制強化加算(III)	サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)													
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(I)	介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位×26/1000)													
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	介護職員処遇改善加算(II)	介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	介護職員処遇改善加算(III)	介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 十所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	介護職員処遇改善加算(IV)	介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	介護職員処遇改善加算(V)	介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十(三)の80/100)													
(16.2) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員等特定処遇改善加算(I)	介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき 十所定単位×15/1000)													
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II)	介護職員等特定処遇改善加算(II)	介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき 十所定単位×11/1000)													

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。  
 ※ 安全対策体制強化加算(※1)については令和3年10月1日から、安全管理の基準を満たさない場合は算定しない旨の通知については令和4年1月1日から適用する。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅳ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(3)までについて、所定単位数の平均の千分の一に相当する単位数を算定する。

4 介護医療院サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分			夜勤を行う職員 の勤務条件基準 を満たさない場合	入所者の数が入 所者の定員を超 える場合	医師、薬剤師、 看護職員、介護 職員、介護士等 専門員の員数が 基準を満たさない 場合	看護師が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を以て 得た数未満の場合	業務のユニ タードをユニ ット毎に配置してい ない等ユニット における体制が未 整備である場合	身体拘束止 未 実施減算	安全確保体制未 整備減算	改善計画未実 施減算	看護環境の基準 (前下)を満たさ ない場合	療養環境の基準 (療養室)を満た さない場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の区分 による加算	若年性認知症 入所者入加算
イ	(1) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(-) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (- 714 単位)	-25単位	×70/100	×70/100	×90/100							
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
	(2) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(-) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 812 単位)											
			要介護3 (- 1048 単位)											
			要介護4 (- 1149 単位)											
			要介護5 (- 1239 単位)											
	(3) Ⅰ型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(-) Ⅰ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
ロ	(1) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(-) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 812 単位)											
			要介護3 (- 1048 単位)											
			要介護4 (- 1149 単位)											
			要介護5 (- 1239 単位)											
	(2) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(-) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 812 単位)											
			要介護3 (- 1048 単位)											
			要介護4 (- 1149 単位)											
			要介護5 (- 1239 単位)											
	(3) Ⅱ型 介護医療院 サービス費(Ⅲ)	(-) Ⅱ型介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
ハ	(1) Ⅰ型特別 介護医療院 サービス費	(-) Ⅰ型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <多床室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 736 単位)											
			要介護3 (- 848 単位)											
			要介護4 (- 1071 単位)											
			要介護5 (- 1161 単位)											
	(2) Ⅱ型特別 介護医療院 サービス費	(-) Ⅱ型特別介護医療院 サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 736 単位)											
			要介護3 (- 848 単位)											
			要介護4 (- 1071 単位)											
			要介護5 (- 1161 単位)											
	(1) ユニ ット型 介護医療院 サービス費(Ⅰ)	(-) ユニット型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
(2) ユニ ット型 介護医療院 サービス費(Ⅱ)	(-) ユニット型 介護医療院 サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (- 824 単位)												
		要介護2 (- 824 単位)												
		要介護3 (- 1060 単位)												
		要介護4 (- 1161 単位)												
		要介護5 (- 1251 単位)												
ホ	(1) ユニ ット型Ⅱ 型介護医療院 サービス費 (1日につき)	<ユニット型個室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
	(2) 経過的 ユニット型Ⅱ 型介護医療院 サービス費 (1日につき)	<ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (- 824 単位)											
			要介護2 (- 824 単位)											
			要介護3 (- 1060 単位)											
			要介護4 (- 1161 単位)											
			要介護5 (- 1251 単位)											
ヘ	(1) ユニ ット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(-) ユニット型 特別介護医療 院サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (- 791 単位)											
			要介護2 (- 893 単位)											
			要介護3 (- 1116 単位)											
			要介護4 (- 1206 単位)											
			要介護5 (- 1296 単位)											
	(2) ユニ ット型 特別介護 医療院 サービス費 (1日につき)	(-) ユニット型Ⅱ 型特別介護医療 院サービス費 <ユニット型個室 の多床室>	要介護1 (- 800 単位)											
			要介護2 (- 890 単位)											
			要介護3 (- 1104 単位)											
			要介護4 (- 1184 単位)											
			要介護5 (- 1274 単位)											

注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
ト 初期加算 (1日につき +30単位)	
チ 再入所待機費加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算)
リ 退所時指導等加算(※2)	<p>退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。</p> <p>注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合</p> <p>注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合</p> <p>注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</p>
ロ 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)	
ロ 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	
ロ 退所時指導加算 (400単位)	
ロ 退所時情報提供加算 (500単位)	
ロ 退所前連携加算 (500単位)	
ロ 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
ニ 栄養マネジメント強化加算 (1日につき、11単位を加算)	退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ハ 経口移行加算(※2) (1日につき、28単位を加算)	退所管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
ヒ 経口維持加算(※2)	<p>(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき 400単位を加算)</p> <p>(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)</p> <p>退所管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。</p> <p>注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。</p>
ヘ 口腔衛生管理加算(※2)	<p>(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき 90単位を加算)</p> <p>(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき 110単位を加算)</p> <p>注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合</p>
ヘ 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))	
ヘ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき 10単位を加算)	
ヘ 特別診療費(※2)	
ヘ 緊急時施設診療費	<p>ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)</p> <p>イ 特定治療</p>
コ 認知症専門ケア加算	<p>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)</p> <p>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)</p>
コ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)	
セ 重度認知症疾患療養体制加算	<p>(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)</p> <p>要介護1・2 (1日につき140単位を加算)</p> <p>要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)</p> <p>(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)</p> <p>要介護1・2 (1日につき200単位を加算)</p> <p>要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)</p>
セ 排せつ支援加算(※2)	<p>(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1日につき、10単位を加算)</p> <p>(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1日につき、15単位を加算)</p> <p>(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1日につき、20単位を加算)</p> <p>(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき、100単位を加算)</p>
セ 自立支援促進加算(※2) (1月につき、300単位を加算)	
シ 科学的介護推進体制加算(※2)	<p>(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき、40単位を加算)</p> <p>(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき、60単位を加算)</p>
シ 高齢障害者生活移行加算(※2) (入所後90日に限り、1日につき60単位を加算)	
シ 安全対策加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)	
シ サービス提供体制強化加算	<p>(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を加算)</p> <p>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を加算)</p> <p>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を加算)</p>
シ 介護職員処遇改善加算	<p>(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)</p> <p>(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)</p> <p>(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)</p> <p>(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)</p> <p>(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)</p> <p>注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計</p>
シ 介護職員等特定処遇改善加算	<p>(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)</p> <p>(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)</p> <p>注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計</p>

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。

※ 安全管理体制未実施施設については令和3年10月1日から、栄養ケアマネジメントを実施していない場合の減算については令和8年4月1日から適用する。

※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

:令和3年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場 合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)					

注  
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

注  
所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位  
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位  
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100  
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		看護士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算	注
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	注
	(2) 30分未満 (450単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (702単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,082単位)												
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (252単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は50/100												
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (252単位)	×90/100				+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100			1月につき +316単位			
	(2) 30分未満 (381単位)												
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)												
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)												
ハ 初回加算 (1月につき +300単位) ニ 遠隔時共同指導加算 (1回につき +600単位) ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位) ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位) コ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)													
※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に依る加算を算定できるものとする。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。													

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に添60診療を行わなかった場合	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 207単位	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	注	注
	介護老人保健施設の場合							
	介護療養施設の場合							
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算) ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位) コ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)								
※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。								

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅰ】 (【Ⅱ】以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (44.0単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅱ】 (在宅医療実務協会管理科又は特定施設入居者生活介護実務協会管理科を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (92.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (79.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (75.0単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.0単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (44.0単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病室又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (41.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (37.0単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (47.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (44.0単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該施設内で管理栄養士が常駐している施設において行う場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (54.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.6単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (44.3単位)			
	(2) 当該施設内で管理栄養士が常駐していない施設において行う場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (62.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (46.6単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (42.3単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (36.1単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (32.0単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (28.0単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、当該施設の患者及び中心診療従事者については、週2回かつ月8回を算定できる。

※ 令和3年9月30日までの取扱いは、介護予防居宅療養管理指導費の2が65円未満については、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。



5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注			
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の翌日から結算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合		
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1	(2,053単位)	×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき ±562単位	+240単位	-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1	(2,053単位)						-376単位	-20単位
		要支援2	(3,999単位)						-752単位	-40単位
ロ 運動器機能向上加算		(1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算		(1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算		(1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))									
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))									
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ)		(1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ)		(1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	(1月につき 480単位を加算)							
		運動器機能向上及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)							
(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 480単位を加算)								
	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	(1月につき 700単位を加算)								
チ 事業所評価加算		(1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算		(1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	(1月につき 88単位を加算)							
		要支援2	(1月につき 176単位を加算)							
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)							
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1	(1月につき 24単位を加算)								
	要支援2	(1月につき 48単位を加算)								
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)								
フ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)		注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)								

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (474 単位)	×97/100	×70/100	×70/100							
		要支援2 (399 単位)											
	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 《従来の個室》	要支援1 (446 単位)										
		要支援2 (355 単位)											
ロ ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 《ユニタ型個室》	要支援1 (595 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100						
		要支援2 (574 単位)											
	(2) 併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 《ユニタ型個室》	要支援1 (523 単位)										
		要支援2 (494 単位)											
	(二) 経過型併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 《ユニタ型個室的多床室》	要支援1 (595 単位)											
		要支援2 (574 単位)											
ハ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
ニ 認知症専門ケア加算													
(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)													
(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算													
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)													
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)													
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算													
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000)													
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000)													
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)													
(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)													
ト 介護職員等特定処遇改善加算													
(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000)			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)													

「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注		
		若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定数を超える 場合	医師、看護員 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 員数が基準に 満たない場合	常勤のユニ ットリーダーモ ジュールに配置し ていない等、ユ ニットのケアに 関係する業務 で不足する場合	運動職員配置 加算	個別化/パーソ ン化実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 ( 577 単位)							1日につき +34単位			
			要支援2 ( 721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 619 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 ( 762 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 ( 610 単位)								1日につき +34単位		
			要支援2 ( 768 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 658 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 ( 817 単位)							1日につき +240単位			
		(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)									
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
			要支援2 ( 776 単位)										
		(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 ( 581 単位)									
			要支援2 ( 725 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>【療養型】	要支援1 ( 619 単位)										
			要支援2 ( 776 単位)										
	(四) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)										
		要支援2 ( 708 単位)											
	b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 596 単位)											
		要支援2 ( 752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予防 短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100			1日につき +240単位		1日につき +34単位		
			要支援2 ( 782 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援1 ( 669 単位)										1日につき +46単位
			要支援2 ( 830 単位)										
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 ( 621 単位)									1日につき +34単位	
			要支援2 ( 782 単位)										
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 ( 666 単位)										1日につき +46単位
			要支援2 ( 828 単位)										
		(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)									
			要支援2 ( 810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
		(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健>看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)									
			要支援2 ( 810 単位)										
		b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 ( 649 単位)										
			要支援2 ( 810 単位)										
	(四) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 608 単位)										
		要支援2 ( 764 単位)											
	b 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 608 単位)											
		要支援2 ( 764 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
<b>③ 総合医学管理加算</b> (初期中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
<b>④ 療養食加算</b> (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
⑥ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)
	(二) 特定治療	
⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の90/100)
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算出した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防給付給付療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
基本部分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
(1) 病院療養 病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 536 単位)									
		要支援2 ( 672 単位)									
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)									
		要支援2 ( 701 単位)									
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 604 単位)									
		要支援2 ( 691 単位)									
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要支援1 ( 563 単位)									
		要支援2 ( 701 単位)									
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 603 単位)									
		要支援2 ( 706 単位)									
f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 614 単位)										
	要支援2 ( 702 単位)										
(2) 病院療養 病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 504 単位)									
		要支援2 ( 631 単位)									
	b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位)									
		要支援2 ( 647 単位)									
	c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>	要支援1 ( 563 単位)									
		要支援2 ( 701 単位)									
	d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <療養機能強化型> <多床室>	要支援1 ( 581 単位)									
		要支援2 ( 709 単位)									
	e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <従来型個室>	要支援1 ( 487 単位)									
		要支援2 ( 608 単位)									
f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅵ) <多床室>	要支援1 ( 547 単位)										
	要支援2 ( 699 単位)										
(3) ユニバス型 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 ( 645 単位)									
		要支援2 ( 831 単位)									
	b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 ( 602 単位)									
		要支援2 ( 761 単位)									
c 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <従来型個室>	要支援1 ( 645 単位)										
	要支援2 ( 831 単位)										
d 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>	要支援1 ( 602 単位)										
	要支援2 ( 761 単位)										
(4) ユニバス型 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニバス型個室>	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 779 単位)									
	b ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニバス型個室>	要支援1 ( 648 単位)									
		要支援2 ( 808 単位)									
	c ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニバス型個室>	要支援1 ( 628 単位)									
		要支援2 ( 788 単位)									
	d 経過型ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 619 単位)									
		要支援2 ( 779 単位)									
	e 経過型ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 648 単位)									
		要支援2 ( 808 単位)									
f 経過型ユニバス型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 628 単位)										
	要支援2 ( 788 単位)										
(5) ユニバス型 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニバス型個室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									
(6) ユニバス型 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									
(7) ユニバス型 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									
(8) ユニバス型 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									
(9) ユニバス型 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									
(10) ユニバス型 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) (1日につき)	a ユニバス型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅴ) <ユニバス型個室の多床室>	要支援1 ( 610 単位)									
		要支援2 ( 770 単位)									

※ 医師の人員配置基準を適用する場合は、医師経歴積算表を適用しない。  
※ 救急隊員等減算を適用する場合は、救急隊員等増算を適用しない。  
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和4年3月31日以前的事業年度。  
※ 令和4年4月1日までの期間、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)について、所定単位数の半分の半に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		要支援2 ( 652 単位)							
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 ( 547 単位)						
		要支援2 ( 679 単位)							
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 ( 538 単位)						
		要支援2 ( 670 単位)							
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 ( 577 単位)							
	要支援2 ( 731 単位)								
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 ( 610 単位)							
	要支援2 ( 764 単位)								
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 ( 599 単位)							
	要支援2 ( 753 単位)								
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 461 単位)	×97/100						
	要支援2 ( 576 単位)								
b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 526 単位)								
要支援2 ( 664 単位)									
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 ( 603 単位)							
	要支援2 ( 759 単位)								
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 ( 630 単位)							
	要支援2 ( 787 単位)								
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 ( 621 単位)							
	要支援2 ( 777 単位)								
(四) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 603 単位)								
要支援2 ( 759 単位)									
(五) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 630 単位)								
要支援2 ( 787 単位)									
(六) 経過のユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 621 単位)								
要支援2 ( 777 単位)									
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注			
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	病床の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	病床の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 331 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			要支援2 ( 997 単位)									
		看護<3:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 941 単位)								
			要支援2 ( 1,099 単位)									
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 762 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			要支援2 ( 941 単位)									
		看護<4:1>介護<4:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 926 単位)								
			要支援2 ( 1,021 単位)									
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)	看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 745 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			要支援2 ( 912 単位)									
		看護<4:1>介護<5:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 804 単位)								
			要支援2 ( 994 単位)									
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)	看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			要支援2 ( 896 単位)									
		看護<4:1>介護<6:1>	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 791 単位)								
			要支援2 ( 977 単位)									
		(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)	経過措置型	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>					要支援1 ( 671 単位)	×70/100	×90/100	×90/100
				要支援2 ( 835 単位)								
			経過措置型	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>					要支援1 ( 780 単位)			
				要支援2 ( 940 単位)								
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 577 単位)	×70/100	×90/100	×90/100							
		要支援2 ( 742 単位)										
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 637 単位)										
		要支援2 ( 822 単位)										
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
			要支援2 ( 1,120 単位)									
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 961 単位)									
			要支援2 ( 1,120 単位)									
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 ( 851 単位)				×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 ( 1,048 単位)									
		経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 851 単位)									
			要支援2 ( 1,048 単位)									

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 所定単位×90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 所定単位×80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			支給要件 要介護1以上 要介護2以上 要介護3以上 要介護4以上 要介護5以上 要介護6以上	利用者の数 利用者の数 利用者の数 利用者の数 利用者の数 利用者の数	施設、療養 施設、療養 施設、療養 施設、療養 施設、療養 施設、療養	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間	療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間 療養期間
(1) Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 520 単位)										
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 610 単位)										
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 510 単位)										
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 600 単位)										
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 530 単位)										
		b Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 620 単位)										
(2) Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅰ)	a Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 640 単位)										
		b Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 730 単位)										
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 630 単位)										
		b Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 720 単位)										
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 650 単位)										
		b Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 740 単位)										
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ)	a Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 540 単位)										
		b Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 630 単位)										
	Ⅱ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 530 単位)										
		b Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 620 単位)										
	Ⅲ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型療養>	要介護1 ( 550 単位)										
		b Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>	要介護1 ( 640 単位)										
(4) ユニット型 Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 610 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅰ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 700 単位)										
	Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 600 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 690 単位)										
	Ⅲ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 620 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅲ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 710 単位)										
(5) ユニット型 Ⅱ型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 630 単位)											
	経過的ユニット型Ⅱ型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 720 単位)											
(6) ユニット型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	Ⅰ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅰ)	a ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 640 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅰ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 730 単位)										
	Ⅱ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅱ)	a ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 630 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 720 単位)										
	Ⅲ型特別 介護医療院 介護予防短期 入所療養介護 費(Ⅲ)	a ユニット型Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養>	要介護1 ( 650 単位)										
		b 経過的ユニット型Ⅲ型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型療養の多床型>	要介護1 ( 740 単位)										
(7) 療養費加算 (1日につき 8単位を加算(1日につき3回を限度))													
(8) 緊急時施設診療費	緊急時診療管理 (1日につき3回を限度に1日につき518単位を算定)												
	特定治療												
(9) 認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)												
	認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)												
(10) 特別診療費 (※2)													
(11) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)												
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)												
(12) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 定率定率×26/1000)												
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 定率定率×19/1000)												
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 定率定率×10/1000)												
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 定率定率×10/90/1000)												
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 定率定率×11/1000)												
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 定率定率×15/1000)												
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 定率定率×11/1000)												

※ 夜間勤務条件加算等適用する場合は、夜間勤務等加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合は、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、令和4年4月1日までの算定期間。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(11)までについて、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 182 単位) 要支援2 ( 211 単位)	×70/100	-18単位 -31単位	1日につき +200単位 ※ただし、個別 移動距離加算を 算定している場 合は、1日につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +100単位 ※ただし、個別 移動距離加算を 算定している場 合は、1日につき +50単位	1日につき +100単位 ※ただし、個別 移動距離加算を 算定している場 合は、1日につき +50単位	障害者等支援加 算	※社会で定める指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100										指定訪問介護 ①週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 182単位 ②週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 211単位 ③週に3回以上の訪問介護が必要とされた者 240単位 指定通所介護 要支援1 110単位 要支援2 100単位 介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ①介護予防通所が中心となる運営のサービス(運動器機能 向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能 介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額 を限度とする。 当該区分のサービスについては、「指定訪問介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。 当該区分のサービスについては、「指定通所介護」によるもの、 「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員 処遇改善 加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									
ヘ 介護職員等 特定処遇 改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)		注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計									

※ 原産額 要支援1 5,032単位  
要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日までに算定可能。

※ 令和3年3月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及びロ以外である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合は、介護予防加算の算定及び指定通所介護について、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (※一部介護予防福祉用具貸与に關 した費用の額を当該事業所の所在地に選 用される1単位の単価で算定する。)	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算 車いす 車いす付風呂 電動車椅子 特殊寝台付風呂 床ずれ防止用具 認知症対応 椅子 トイレ 歩行補助杖 認知症老人徘徊感知機器 自動排尿処理装置	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算 中山間地域等における小規模事業所加算 事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算	特別地域介護予防福祉用具貸与 加算 中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算

注：「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排尿処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

### I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

### II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,697 単位)	×98/100	-62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
		要介護2 ( 10,168 単位)									
		要介護3 ( 16,883 単位)									
		要介護4 ( 21,357 単位)									
		要介護5 ( 25,829 単位)									
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,312 単位)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき-600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき+315単位	1月につき(I)の場合+500単位 又は (II)の場合+250単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2,000単位		
		要介護2 ( 12,985 単位)									
		要介護3 ( 19,821 単位)									
		要介護4 ( 24,434 単位)									
		要介護5 ( 29,601 単位)									
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,697 単位)	-62単位 -111単位 -184単位 -233単位 -281単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき-900単位								
	要介護2 ( 10,168 単位)										
	要介護3 ( 16,883 単位)										
	要介護4 ( 21,357 単位)										
	要介護5 ( 25,829 単位)										
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)										
※ 「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算算前の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。											

【脚注】  
 1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。



3 認知症対応型通所介護費

基本部分	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額	1月間の定額																		
イ 認知症対応型通所介護費(1)	(1) 認知症対応型通所介護費(1)	要介護1 (1,032 単位)	$\times 63/100$	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満																	
		要介護2 (882 単位)																																		
		要介護3 (732 単位)																																		
		要介護4 (582 単位)																																		
		要介護5 (432 単位)																																		
	(2) 認知症対応型通所介護費(2)	要介護1 (1,282 単位)	$\times 70/100$	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満																	
		要介護2 (1,132 単位)																																		
		要介護3 (982 単位)																																		
	(3) 認知症対応型通所介護費(3)	要介護1 (1,532 単位)	$\times 70/100$	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満																	
		要介護2 (1,382 単位)																																		
		要介護3 (1,232 単位)																																		
		要介護4 (1,082 単位)																																		
		要介護5 (932 単位)																																		
		要介護1 (1,532 単位)																		$\times 63/100$	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満	1360以上1499未満
		要介護2 (1,382 単位)																																		
要介護3 (1,232 単位)																																				
要介護4 (1,082 単位)																																				
要介護5 (932 単位)																																				
(4) 認知症対応型通所介護費(4)	要介護1 (1,532 単位)	$\times 63/100$	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満	1500以上1699未満																		
	要介護2 (1,382 単位)																																			
	要介護3 (1,232 単位)																																			
	要介護4 (1,082 単位)																																			
	要介護5 (932 単位)																																			
(5) 認知症対応型通所介護費(5)	要介護1 (1,532 単位)	$\times 63/100$	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満	1700以上1999未満																		
	要介護2 (1,382 単位)																																			
	要介護3 (1,232 単位)																																			
	要介護4 (1,082 単位)																																			
	要介護5 (932 単位)																																			

<p>ハ サービス提供料制化加算(1) サービス提供料制化加算(1) (1月につき 18単位を加算)</p> <p>(2) サービス提供料制化加算(2) (1月につき 18単位を加算)</p> <p>(3) サービス提供料制化加算(3) (1月につき 18単位を加算)</p>		
<p>ニ 介護職員処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(イ) (1月につき 所定単位×104/1000)</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(ロ) (1月につき 所定単位×76/1000)</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(ハ) (1月につき 所定単位×42/1000)</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(ニ) (1月につき 所定単位×3/1000)</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(ホ) (1月につき 所定単位×2/1000)</p>		<p>所定単位は、イからハまで計算した単位数の合計</p>
<p>ホ 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算(イ) (1月につき 所定単位×31/1000)</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算(ロ) (1月につき 所定単位×24/1000)</p>		<p>所定単位は、イからハまで計算した単位数の合計</p>

※ 介護職員等特定処遇改善加算(イ)は、介護職員処遇改善加算(イ)から(ニ)までの合計額を基礎とし、介護職員等特定処遇改善加算(イ)の算出額を基礎として算出される。また、介護職員等特定処遇改善加算(イ)の算出額は、介護職員処遇改善加算(イ)から(ニ)までの合計額を基礎とし、介護職員等特定処遇改善加算(イ)の算出額を基礎として算出される。



4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算
					中山間地域等における小規模事業所加算
					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要介護1 (10,423 単位) 要介護2 (13,318 単位) 要介護3 (22,283 単位) 要介護4 (24,593 単位) 要介護5 (27,117 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要介護1 (9,391 単位) 要介護2 (13,802 単位) 要介護3 (20,076 単位) 要介護4 (22,158 単位) 要介護5 (24,433 単位)				
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (570 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (707 単位) 要介護4 (774 単位) 要介護5 (840 単位)				+5/100
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ホ 認知症行動・小規模状態急変対応加算(ロを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))				
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)				
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)				
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 64単位を加算)				
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)				
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)				
レ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ロ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))				
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)				
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (イ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (ロ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (ハ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算) (ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (ホ) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (ヘ) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
: 「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額連綿の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。					

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	コミュニティで 活動を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 264 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位			
		要介護2 ( 260 単位)				-80単位					
		要介護3 ( 253 単位)				-82単位					
		要介護4 ( 240 単位)				-84単位					
		要介護5 ( 235 単位)				-86単位					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 264 単位)				-75単位		1日につき +25単位			
		要介護2 ( 261 単位)				-79単位					
		要介護3 ( 251 単位)				-81単位					
		要介護4 ( 247 単位)				-83単位					
		要介護5 ( 244 単位)				-84単位					
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 264 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき -50単位	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 ( 260 単位)				-80単位					
		要介護3 ( 253 単位)				-82単位					
		要介護4 ( 240 単位)				-84単位					
		要介護5 ( 235 単位)				-86単位					
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 264 単位)				-75単位		1日につき +25単位			
		要介護2 ( 261 単位)				-79単位					
		要介護3 ( 251 単位)				-81単位					
		要介護4 ( 247 単位)				-83単位					
		要介護5 ( 244 単位)				-84単位					
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算)										
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)										
	(3) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)										
	(4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)										
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)										
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)										
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)										
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ロ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
レ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)		注 所定単位は、イからエまでにより算定 した単位数の合計								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)		注 所定単位は、イからエまでにより算定 した単位数の合計								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)										

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロにおいて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算	介護職員1名 身体拘束禁止系 実施減算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	介護職員1 ( 24.0 単位) 介護職員2 ( 24.0 単位) 介護職員3 ( 24.0 単位) 介護職員4 ( 24.0 単位) 介護職員5 ( 24.0 単位)	→84単位 →24単位 →24単位 →24単位 →24単位	介護職員1 1日につき +30単位	介護職員2 1日につき +200単位 ※付加、個別職 能別課加算を算 定して10単位 は、1日につき+ 100単位	介護職員1 1日につき +12単位	介護職員2 1日につき +12単位	介護職員3 1日につき +12単位	介護職員4 1日につき +12単位	介護職員5 1日につき +12単位	介護職員6 1日につき +12単位	介護職員7 1日につき +12単位	介護職員8 1日につき +12単位	介護職員9 1日につき +12単位	介護職員10 1日につき +12単位
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき) ※	介護職員1 ( 24.0 単位) 介護職員2 ( 24.0 単位) 介護職員3 ( 24.0 単位) 介護職員4 ( 24.0 単位) 介護職員5 ( 24.0 単位)	→84単位 →24単位 →24単位 →24単位 →24単位	介護職員1 1日につき +30単位	介護職員2 1日につき +200単位 ※付加、個別職 能別課加算を算 定して10単位 は、1日につき+ 100単位	介護職員1 1日につき +12単位	介護職員2 1日につき +12単位	介護職員3 1日につき +12単位	介護職員4 1日につき +12単位	介護職員5 1日につき +12単位	介護職員6 1日につき +12単位	介護職員7 1日につき +12単位	介護職員8 1日につき +12単位	介護職員9 1日につき +12単位	介護職員10 1日につき +12単位
ハ 選別、選別待機減算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)														
ニ 療養介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 療養介護加算(Ⅰ) 1日につき 10単位を加算 (2) 療養介護加算(Ⅱ) 1日につき 14単位を加算 (3) 療養介護加算(Ⅲ) 1日につき 60単位を加算 (4) 療養介護加算(Ⅳ) 1日につき 120単位を加算 (5) 療養介護加算(Ⅴ) 1日につき 120単位を加算 (6) 療養介護加算(Ⅵ) 1日につき 120単位を加算 (7) 療養介護加算(Ⅶ) 1日につき 120単位を加算 (8) 療養介護加算(Ⅷ) 1日につき 120単位を加算 (9) 療養介護加算(Ⅸ) 1日につき 120単位を加算													
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ヘ 認知症介護費(イを算定する場合のみ算定)	1日につき 20単位を加算													
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき 20単位を加算 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 1日につき 16単位を加算 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 1日につき 6単位を加算													
三 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき +所定単位×82/1000 (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき +所定単位×60/1000 (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1月につき +所定単位×32/1000 (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) 1月につき +(3)の90/100 (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) 1日につき +(3)の80/1000													
ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき +所定単位×18/1000 (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 1月につき +所定単位×12/1000													

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、令和5年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和5年3月31日までの間、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、所定単位の100%に超過する単位数を算定する。



8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合は	従業者の員数が基準に満たない場合は	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等による医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により隣国に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1( 12,438 単位) 要介護2( 17,401 単位) 要介護3( 24,454 単位) 要介護4( 27,774 単位) 要介護5( 31,386 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1( 11,026 単位) 要介護2( 15,638 単位) 要介護3( 22,042 単位) 要介護4( 25,000 単位) 要介護5( 28,278 単位)								-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1( 570 単位) 要介護2( 817 単位) 要介護3( 705 単位) 要介護4( 774 単位) 要介護5( 838 単位)										
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)												
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 500単位を加算)										
ホ 認知症行動・認知症検査対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者等入居加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)										
ヘ 介護マナジメンタル加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)										
ヘ 介護改善加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1回につき2回を限度))										
イ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(4回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ロ ロ控検診向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控検診向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) ロ控検診向上加算(Ⅱ)(1回につき +150単位(月2回を限度))										
ロ 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)										
ロ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)										
ロ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)										
ロ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)	注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合									
ロ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)										
ロ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ロ 介護マナジメンタル加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マナジメンタル加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算) (2) 介護マナジメンタル加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)										
ロ 福祉支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 福祉支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算) (2) 福祉支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算) (3) 福祉支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)										
ロ 社会的介護員養成加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
ロ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)(1月につき 250単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)									
ロ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき +(3)×90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき +(3)×80/100)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
ロ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×12/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
注 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」「中山間地域等に居住する小規模事業所加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「看護体制強化加算」「訪問体制強化加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目												
注 イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の対象外(1)の単位数を算入												
注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。												
注 令和3年9月30日までの間は、複合型サービスのイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。												



2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合	又は	従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 要支援1 ( 3,438 単位) 要支援2 ( 6,948 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合 要支援1 ( 3,098 単位) 要支援2 ( 6,260 単位)							
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 ( 423 単位) 要支援2 ( 529 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)						
チ 日中・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 社会的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)						
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)						
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 12単位を加算)						
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/100)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/100)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/100)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)						
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/100)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/100)						
注		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計						
注		注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計						
：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目								
※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入								
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能								
※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。								

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	3ユニットで夜勤を行う職員を2人以上とする場合 1日につき -50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	3ユニットで夜勤を行う職員を2人以上とする場合 1日につき -50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1日につき 200単位を加算)								
ト 安全管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 40単位を加算)								
ヒ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
コ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								
ク 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。  
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。  
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。